

# 北九州地区労連ニュース

2020年6月号 No. 164

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号  
 メール k\_roren@ybb.ne.jp 093-921-0747  
 ホームページ https://kitakyushu-roren.sakura.ne.jp/  
 (リニューアルしました)

解雇・残業代未払い・パワハラ  
 あきらめずに電話して下さい  
 秘密厳守 相談無料 労働相談ホットライン  
**093-921-0747**  
 k\_roren@ybb.ne.jp

## コロナ禍から労働者を守るろう！

世界規模の新型コロナウィ

ルス感染が広がる中、安倍政

権はオリンピックや中国の習

近平国家主席の訪日に遠慮し

て対応が遅れただけでなく、

国民を支援する政策もぶれに

ぶれ多くの批判を浴びていま

す。

国会では、安倍首相がコロ

ナ禍のなかで検事総長に自分

の都合の良い人を就けようと

しました。しかしSNS上で

見せつけた国民の怒りが阻止

につながりました。

コロナ禍は、北九州地域の

労働者にも悪影響を及ぼして

います。

地区労連に寄せられた労働

相談の中でも、パワハラなど

に加えコロナ禍での倒産相談

も増えています。

労働者・国民の直接支援や

中小企業対策など地区労連の

取り組む課題も見えてきてい

ます。

長い自粛期間が終わり、少

しずつ経済活動も再開されて

います。地区労連は、自粛期

間のなかでもコロナウィルス

対策などで北九州市や商工会

議所に申し入れを行い、公契

約条例制定に向けた市議会陳

情や連合系の労働組合との共

闘など模索してきました。コ

ロナ禍でもできる行動はして

きましたが、7月14日に地

区労連幹事会を開催し、今後

の運動を議論しました。9月

20日には、小倉北区の生涯

学習総合センターで定期大会

を開催します。

コロナ禍で3密対策など取

りながら行います。

加盟組合のみなさんのご協

力をお願いします。

上記にあるようにコロナ禍

での相談が増えています。

その一つがインバウンド需

要などでつい年末まで好景気

だった業種からでした。

「観光バス会社が倒産した。

もつすぐ退職を迎えるが、退

職金は金がないので払えな

い。と言われた、何とかなら

ないか。」という相談でした。

「20年以上真面目に勤めて

きて最後がこれか。」と意気消

沈して相談にいられました。

会社のことを調べ、内容証明

を送り、郵送や直接要求書を

届けるなどできることを精一

杯行いました。

その後「おかげで早期の解

決ができました。」とにこやか

に相談者の方がお礼に事務所

にお見えになりました。

今後も労働者の要求に根差

した活動を行っていきます。

雨あがり

新型コロナウィルスが日本  
 で流行し緊急事態宣言が4月  
 7日に発令されてから、早くも  
 3か月がたちます。

コロナウィルスが日本で本  
 格的に広がらだして、緊急事態  
 宣言が発令されましたが、緊急  
 事態宣言発令は今回が初めて  
 の事ではありません。

2009年の東日本大震災  
 後に原子力緊急事態宣言が発  
 令されてから、いまだに福島地  
 域では緊急事態宣言は解除さ  
 れていません。

時が過ぎるとともに、福島  
 の話題はメディアで扱われるこ  
 とが減っていますが、問題の解  
 決には多くの時間を要し、これ  
 から取り組むべき課題です。  
 いまだに原子力発電所の問題  
 は解決していません。

政府のコロナウィルスへの  
 対応など現状を考えると、コロ  
 ナウィルスの問題も今後うや  
 むやになってしまふのではな  
 いかと、危機を感じます。

コロナ禍、コロナ後の私たち  
 がどう行動をしていくかで、今後  
 の生活は大きく変わるのでは  
 ないかと感じるこの頃です。

(五)





## 少し遅れた春闘まとめ

春闘といえながら梅雨明け間近の時期になりました。コロナ禍で春闘交渉が伸びている単産もあり、なかなかまとめるできていませんでした。全労連によると単純平均4,982円、加重6,085円・2.12%と国民春闘共闘ニュースにありました。

内訳は、回答引き出し・妥結状況、31単産・部会から報告が寄せられました。1151組合が何らかの回答を引き出し、そのうち「定昇確保」などの言葉による回答を得た組合が806組合で、金額・率などが明らかになっている有額回答を得た組合は345組合となっています。また、回答引き出し組合の12.6%にあたる145組合が2次回答以上と上積み回答を引き出しています。しかし、昨年と比較すると回答引き出し組合・上積み組合共に大きく下回る状況です。

回答内容は、有額回答を引き出した806組合での単純平均(一組合当たりの平均)は4,982円・1.97%で、加重平均(組合員一人当たりの平均)は6,085円・2.12%となっています。また、同一組合での対比が可能な406組合の単純平均結果を前年実績と比べると、今期は5,121円、前年実績(5,193円)を72円下回っています。賃上げ率では239組合の単純平均で、今期は1.91%と前年実績(1.68%)を0.25ポイント上回っています。前年実績以上の回答を引き出した組合は、金額では222組合(54.7%)、率では142組合(59.4%)となっています。

年同期は243組合・435件(の成果獲得の報告が寄せられています。時給制労働者では、278件の獲得報告が寄せられています。そのうち引き上げ額がわかっている161件の単純平均は26.8円となっています。率では65件平均で2.99%となっています。比較可能組合では、15.5円(67組合単純平均)で前年実績を0.3円下回りほぼ同様の引き上げとなっています。率では1.533%(20組合単純平均)で前年実績を0.205ポイント上回っています。

月給制の引き上げ額では、34件の単純平均で2,837円、率で1.28%となっています。再雇用者の賃上げについては、引き上げ額・率では時給制で21.4円・1.81%、月給制で4,412円・0.84%となっています。

職場の声を何らかの形で集め、オンライン会議なども活用しながら交渉を進めた組合では、昨年を上回る回答を引き出す成果を獲得し、労働者の生活水準の維持、向上に奮闘した春闘となりました。

非正規で働くなかまの員上げ状況については、10単産194組合から405件(前



## 地区労連加盟組合からの声

### ◆全教北九州市教職員組合

書記長 中川 喜久子  
地区労連加盟の諸団体の皆様に、毎回署名のご協力をいただき感謝しております。お願いしている署名は、主に「少人数学級」の拡充、特別支援学校の設置基準の策定、特別支援学級の定数を8名から6名に、という教育条件整備に関するものです。毎年行っている少人数学級の文科省への要請は、今年コロナ禍で全国知事会からも要請があつており、一気に「20人学級の実現」をめざすものになっています。学校現場では長期に渡る臨時休校により、体力の低下、学習意欲の低下、感染への不安から登校できない児童生徒の増加などの諸問題を抱えています。またこれほど「蜜」な場所はないほど大人数が一つの建物で過ごすため、感染防止対策に教師も子どもたちも疲れ果てています。今後続くであろう「コロナとともに」の生活、また豊かな学びの保障のためにも、少人数学級の実現は急務です。夏からは、「教育全国署名」も始まります。集えや街頭宣伝が自由に行いにくい中、地区労連の仲間のみなさまの署名への協力は、私たちに大きな力を与えてくれます。仲間っていいなと思います。今後ともよろしくお願ひします。

### ◆JMTU八幡戸畑支部

委員長 雪竹 一徳  
八幡地域支部では4人がON-LINE全国1000人集会を視聴した。(中略)

私は1961年卒業就職後、入社した職場でその年、全国金属労働組合つくり合流し、役員にもなり、全国金属福岡地方本部の執行委員を17期務め、またその間八幡地区労働組合協議会の事務局長を12期と止め、現在JMTUの現役で活動してきました。1961年当時先輩から教えられた、全国一律最低賃金制の実現がいかに大切かを、片時も忘れず、あらゆる場所で主張してきました。今は「俺が言わなくても皆が言ってくる」と心強く感じる今日この頃です。

労働法コラム 第67回

# 残業代と安全配慮義務違反



黒崎合同法律事務所

平山 博久 弁護士

## 反 1

残業代と安全配慮義務違反

少し前の報告で、使用者が労働者に対して安全配慮義務を負うことを前提に、心身の不調をきたす危険がある長時間労働時に従事させたことそれ自体が使用者の安全配慮義務違反であり、且つ、その命令によって労働者の人格的利益を侵害したとして、労働者が使用者に対して慰謝料を請求できる場合

があると書きました。

そのすると、長時間労働の場合にはとりあえず慰謝料を加えておけばよいと思われます。しかし、そのような方針をとったために、労働者にとって酷な場合が生じることがありますので、今回は、その点について説明します。

## 2

例えば、時間外労働手当等が支払われていないとして裁判や労働審判を起し、一定の金額を使用者が支払うとの和解や、使用者に一定額の支払いを命ずる判決で事件が終了した場合、時間外労働手当のみの請求であれば、その範囲で解決したものに過ぎず、それ以外の効力が及びません。ですから、原則として、後に他の費目で損害賠償の請求をすることは可能です。

しかし、長時間労働による慰謝料を請求に入れた状態で、和解や判決になった場合には、その手続経過や、和解の内容によっては、後の慰謝料以外の費目の損害賠償の請求をすることができない可能性があります。判決や和解の効果が、当事者間の損害賠償全体に及び可能性があるのです。

特に、精神障害を発症した場合には治療に相当期間を要するケースが多く、現在、担当している事件でも2年以上治療を継続しながら、未だ、症状固定の診断が出ないものもあります。その状態で、時間外労働手当と長時間労働による精神的苦痛を被った点についてのみ損害賠償請求を求めて、訴訟上の和解をした場合には、後の別の費目による損害賠償請求が遮断される可能性があるため、そのような事態を回避

するための手段を講ずる必要があります。



長時間労働が蔓延している職場においては、労働者が何等かの体調不良を抱えている場合も少なくありません。そして、その場合には、単に時間外労働手当や慰謝料が支払われるだけでなく、精神障害発症と業務との関係を検討し、労災申請による給付を受けたり、精神障害発症に伴う損害(休業損害・後遺障害による損害その他)を請求することになります。

## 3

ですから、長時間労働により精神障害を発症している可能性がある場合に、時間外

